

広島県告示第千百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地	広島県広島市佐伯区五日市町下河内地内		
	土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
		区域の名称	区域の表示及び法規
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規
荒谷川支川（七三隣a）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法規 第九條第二項及び法 定区域等における警戒 区域の表示及び法規 土砂災害防止対策 の推進に関する法 律（平成十四 年政令第八十 号）で定める事 項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。